

令和3年度 被措置児童等虐待の状況について

金沢市こども未来局こども相談センター

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和3年度金沢市において対応した状況について公表します。

1 届出・通告受理及びその対応の状況について

届出・通告 受理件数	事実確認を行った事例		
	虐待事実が認められた 事例件数	虐待事実が認められ なかった事例件数	虐待事実の判断に至ら なかった事例件数
2件	2件	0件	0件

2 被措置児童虐待の事実が確認された事例について

ア 虐待の状況

児童の 性別	児童の 年齢層	虐待の種別	虐待の状況
男児	小学生	身体的虐待 心理的虐待	職員が、児童に対し、不適切な体罰・養育を行った。
女児	小学生	身体的虐待	職員が、児童に対し、不適切な体罰・養育を行った。

イ 施設等の種別及び施設職員等の職種

施設等の種別	件数	施設職員等の職種
社会的養護関係施設	1件	児童指導員
障害児施設	1件	生活支援員

※施設等の種別： 【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
【里親等】里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

3 金沢市が講じた措置等について

- ・施設に対して、当該事案の検証、職員の管理体制及び再発防止の取組みの徹底を指導